

ご存知ですか？ 児童委員・主任児童委員

子どもや子育てに関する悩みがあるときは、地域で子どもや子育て家庭への支援活動を行う、児童委員・主任児童委員に相談してみてください。

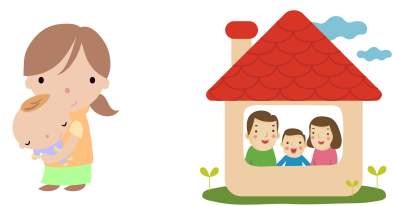
児童委員

児童委員は担当区域の子どもたちの成長や家庭の様子を広く把握し、主任児童委員と協力して活動します。

- ◎児童委員は、厚生労働大臣から委嘱された地域の民生委員が兼ねています。
- ◎児童委員は、児童に関わる様々な関係機関・団体と協力し、地域において子どもが健やかに育つ環境づくりや子育てに関する相談・援助を行います。

児童委員の主な活動

- 担当区域の児童・妊産婦・母子家庭などの状況把握（家庭訪問や地域での情報収集など）
- ニーズに応じた福祉・サービスなどの情報提供
- 支援が必要な方の様々な相談に応じ、助言
- その他、児童や妊産婦の福祉の増進を図るための活動



こんな相談に応じ、支援を行っています

- 例えば…
- 妊娠・出産に関すること：出産や子育てに不安がある
 - 子育てのこと：言うことを聞いてくれない、しつけや成長で悩んでいる
 - いじめ・不登校・非行：子どもがいじめにあっている、学校に行かない
 - 児童虐待：虐待を受けていると思われる子どもがいる

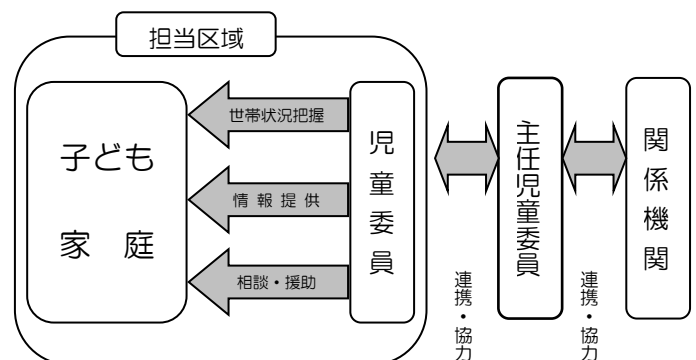
主任児童委員

主任児童委員は、担当区域をもつ児童委員とは別に、児童福祉に関する事項を専門的に担当する委員として、平成6年1月1日に制度化されました。

- ◎主任児童委員は、児童委員の中から、厚生労働大臣の指名を受けて、児童に関することを専門的に担当します。

主任児童委員の主な活動

- 市町村、福祉事務所、児童相談所、保健所、学校と区域担当児童委員・民生委員との連絡調整
- 民生委員・児童委員の活動に対する相談など



秘密は守られます

児童委員・主任児童委員は、相談した方の人格を尊重し、秘密を守ることが法律で義務づけられています。

相談するには

地域の児童委員・主任児童委員にご連絡ください。地域の児童委員・主任児童委員が不明な場合は、市町村にお問い合わせください。